

吉備中央町立下竹荘小学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校は、1・2年生、5・6年生が同じ教室で学ぶ複式学級となっている。
- ・いじめ防止のための指導は大切であることを教職員は共通理解し、いじめの早期発見のためにアンケートや教育相談週間を活用できるようにしている。
- ・校内では小さなトラブル(いじめ)が散見されるとともに、教師の目の届かない学校外での児童のトラブル(いじめ)も見られる。今後とも、「いじめはどの学校・学級にも存在する」との認識をもち、いじめの兆候を積極的に発見できるように注意していくことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、日々の教育活動にあたる。
- ・いじめ問題は、個人や一つのクラスの問題ではなく、学校全体の問題である。全ての教職員が自分の問題として組織的に対応する。
- ・いじめはどこの学校でも起こりうるという認識のもと、日常的に未然防止に取り組む。
- ・些細なことでも問題を感じたら、報告、連絡、相談、確認を確実にに行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。(早期発見)
- ・問題解決にあたっては、家庭、地域、関係諸機関と連携し、適切かつ迅速に対応する。(早期解決)
- ・いじめられた児童の気持ちを尊重し、問題に対応する。

<重点となる取組>

- ・学級活動や道徳などを通しての未然防止の取り組み
- ・「心のアンケート・教育相談週間」の取り組み
- ・児童理解やいじめに対する教職員の研修

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・必要に応じて、学校評議員や民生児童委員の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡、相談するなど、いじめ防止に協力するよう保護者に依頼する。
- ・いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員朝礼や職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達

<構成メンバー>

- ・校外(必要に応じて)
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、PTA会長等
- ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・県教育委員会、町教育委員会、警察など

<連携の内容>

- ・取組の進捗状況の報告と指導、対応、処置の相談
- ・ネットパトロールによる監視

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・岡山北警察署

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- (教員研修)
・教職員の指導力向上のため、いじめに関する研修をもつようにする。
- (集会活動)
・いじめについて考える週間において、いじめ防止の意識を高めるための学級での取組を進める。
・人権週間において、児童同士がつながりを意識し、自分や相手を大切にできるようにするための主体的な取り組みを進める。(居場所づくり)
・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・全校遊びや学級遊びを通して、リーダーシップ、フォロアーシップの育成と仲間づくりに努める。
- (情報モラル教育)
・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業に発達段階を考慮しながら取り組む。

② 早期発見

- (実態把握)
・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- (相談体制の確立)
・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- (情報共有)
・児童の気になる変化や行為を共有できるようにするため、職員朝礼時や職員会議時に児童に関する話を話す時間を設ける。
- (家庭への啓発)
・積極的ないじめの認知につながるよう、連絡帳や学級懇談を活用し、家庭での児童の様子をつかむことができるようにする。

③ いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、事実の究明を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
・いじめへの組織的な対応を検討するため、情報の整理、対処方法、役割分担の決定等を行う。
- (いじめられた児童への支援)
・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- (いじめた児童への指導)
・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。